

船舶事故等調査報告書

平成25年2月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第165号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成24年7月21日 05時03分ごろ
発生場所	愛媛県新居浜市新居浜港 新居浜港多喜浜東防波堤灯台から真方位166°1,200m付近 （概位 北緯33°58.9′ 東経133°20.4′）
事故等調査の経過	平成24年9月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	液体化学薬品ばら積船 第五十一光輝丸、749トン
船舶番号、船舶所有者等	135530、青野海運株式会社、株式会社ワークスネット
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷船尾部に凹損及び擦過傷 岸壁 コンクリートに欠落
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、新居浜港黒島岸壁付近において右回頭しながら離岸作業中、船長が、ふだんどおり岸壁から離れているものと思い、本船船尾が同岸壁に接近していることに気付かず、平成24年7月21日05時03分ごろ右舷船尾部と同岸壁とが衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波 なし、潮汐 下げ潮の末期
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、新居浜港黒島岸壁付近において離岸作業中、船長が、ふだんどおり岸壁から離れているものと思い込み、本船船尾の同岸壁への接近状況を確認していなかったことから、右舷船尾部が同岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、新居浜港黒島岸壁付近において離岸作業中、船長が本船船尾の同岸壁への接近状況を確認していなかったため、右舷船尾部が同岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	船長は、本事故後、次の改善措置を採った。 ・ 離岸作業中、船体が岸壁から完全に離れるまで、船橋と船尾配置の乗組員との連絡を密に行い、船体と岸壁との距離を確認するこ

と。

- ・回頭して離岸作業を行う場合には、船体と岸壁との距離に余裕を持つこと。